

国住指第 1 3 3 1 号
国 住 街 第 5 5 号
平成 1 9 年 6 月 2 0 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を
改正する法律等の施行について（技術的助言）

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 9 2 号。以下「改正法」という。）、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 1 9 年政令第 4 9 号。以下「整備政令」という。）、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成 1 9 年国土交通省令第 1 3 号。以下「第 1 次改正省令」という。）、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成 1 9 年国土交通省令第 6 6 号。以下「第 2 次改正省令」という。）並びに確認審査等に関する指針（平成 1 9 年国土交通省告示第 8 3 5 号。以下「指針告示」という。）その他関連する国土交通省令・告示は、いずれも平成 1 9 年 6 月 2 0 日（第 2 次改正省令中、指定道路に関する情報管理の適正化に係る部分については平成 2 2 年 4 月 1 日）から施行されることとなった。

改正法、整備政令、第 1 次改正省令、第 2 次改正省令、指針告示等のうちこれらの法令による改正後の建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「基準法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下「基準法施行令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「基準法施行規則」という。）及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成 1 1 年建設省令第 1 3 号。以下「指定機関省令」という。）並びに建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号。以下「士法」という。）及び建築士法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 3 8 号。以下「士法施行規則」という。）に関する部分の運用について、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁並びに貴職指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 建築確認・検査の厳格化について

(1) 構造計算適合性判定制度の導入（基準法第6条・第6条の2・第18条・第18条の2関係）

改正法により、建築主事等が、許容応力度等計算など一定の構造計算を行った建築物の計画について建築確認を行う際には、都道府県知事又は都道府県知事の指定を受けた指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を求めなければならないこととされた。また、構造計算適合性判定の対象となる建築物、都道府県知事等が構造計算適合性判定の結果を記載した通知書を交付する期限（当該構造計算適合性判定を求められた日から14日以内）を延長することができる場合（大臣認定プログラムにより行われた構造計算に係る情報を記録した磁気ディスク等の提出がなかった場合や構造計算適合性判定員相互間で意見が異なる場合）、指定構造計算適合性判定機関の指定に関する手続き等について定めることとした（基準法施行令第36条の2・基準法施行規則第2条第3項・第3条の4第4項・第8条の2第4項・指定機関省令第31条の3～第31条の14）。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第5条又は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条の規定に基づく認定を受けた建築物については、基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けたものとみなされるため、建築確認の手続の一環としての構造計算適合性判定についても不要となるが、これらの規定に基づく認定の申請を受けた所管行政庁においては、構造計算適合性判定制度が導入された趣旨にかんがみ、従前の認定のための審査に加え、構造計算適合性判定に準じた審査を行うなど適確な運用を図られたい。

(2) 確認審査等に関する指針の策定及び公表（基準法第18条の3関係）

改正法により、国土交通大臣は、確認審査等（確認審査、構造計算適合性判定、完了検査及び中間検査）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めるとともに、これを公表しなければならないこととされ、また、確認審査等は、当該指針に従って行わなければならないが、建築基準適合判定資格者がこれに違反して確認審査等を実施したときは、国土交通大臣は、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができること等とされた。

従来、設計図書に係る法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合で、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、建築主事等が申請者にその旨を連絡し、補正させた上で確認するという慣行がみられたが、こうした慣行が構造計算書偽装問題等の一因となっていたことから、今般、指針告示において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときは、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」を交付することとし、指針告示第1第5項

第3号イ又はロに掲げる場合を除き、確認審査を完了することとし、同号イ又はロに掲げる場合においても、補正の期限又は追加説明書の提出期限を過ぎたときは、確認審査を完了することとした（指針告示第1第5項第3号）。

都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定のための審査を行う場合において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、建築主事等に対して、その旨及びその理由を通知することとしているが（指針告示第2第4項第4号）、この場合において、当該建築主事等が、申請者等に対して補正又は追加説明書の提出を求めることは、基準法第6条第6項又は第18条第5項に規定する構造計算適合性判定に関する事務には該当しないものである。

完了検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、追加説明書の提出を求めることとしたが（指針告示第3第4項第3号）、当該申請等に係る建築物の構造計算が適正に行われているかどうかについて、本来、構造計算適合性判定を求めるべきである場合においては、申請者等に対して、指定構造計算適合性判定機関又はこれと同等の審査能力を有する第三者機関の評価を受けることを求めるなど、厳正かつ適確な対応を講じられたい。

一方、中間検査において申請等に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができないときは、申請者等に中間検査合格証を交付できない旨の通知書を交付し、当該通知書の備考欄に、計画変更確認の手続きが必要であると認められる場合にあっては、その旨を記載することとした（指針告示第4第4項第3号）。

また、申請等に係る計画について基準法第68条の2第1項の規定に基づく構造方法等の認定を受けている場合において、当該計画を変更しようとするときは、当該計画の変更に係る工事に着手する前に、当該計画の変更に係る構造方法等の認定を受ける必要があることに留意されたい。

なお、あらかじめ計画変更確認の手続きを行うべきであるにもかかわらず、これを行っていない者に対しては、基準法第99条第1項第3号の規定による罰則の適用があることを念のため申し添える。

（3）建築確認の審査期間の延長（基準法第6条第4項・第12項・第18条第11項関係）

改正法により、構造計算適合性判定制度の導入や確認審査等に関する指針の策定を踏まえ、3階建て以上の木造建築物、2階建て以上の非木造建築物等一定の建築物の確認済証の交付期限を、現行の21日以内から35日以内へと延長することとされた。今般、大臣認定プログラムにより行われた構造計算に係る情報を記録した磁気ディスク等の提出がなかった場合など、さらに35日の範囲内で交付期限を延長することができる場合について定めることとした（基準法施行規則第2条第4項・第8条の2第5項）。

(4) 構造関係規定の見直し（基準法第20条・基準法施行令第36条・第81条～第82条の6関係）

基準法第20条において、以下の建築物の規模・構造計算の難易度の区別ごとに構造規定を再編することとされ、基準法施行令第36条ではこれらの区別ごとに適合すべき技術的基準を定めるとともに、基準法施行令第81条から第82条の6までに定める基準に従った構造計算によって安全性を確かめることとした。

- ①特に高度な構造計算（時刻歴応答解析）が義務付けられ、すべて国土交通大臣の認定が必要になる建築物（第1号・高さが60mを超える建築物）
- ②高度な構造計算（保有水平耐力計算・限界耐力計算・許容応力度等計算）が義務付けられる一定規模以上の建築物（第2号・高さが60m以下の一定の建築物）
- ③簡易な構造計算（基準法施行令第82条各号及び基準法施行令第82条の4に定めるところによる構造計算）が義務付けられる一定規模以上の建築物（第3号・高さが60m以下で上記②の建築物以外の中規模建築物）
- ④仕様規定をすべて満たせば構造計算が不要となる建築物（第4号・小規模建築物）

一方、構造計算に係る基準については、現在構造設計者の工学的判断に任されている事項のうち特に必要性の高いものについて、構造設計者が適切に設計を行えるよう、「国土交通大臣が定める方法」として必要な規定を追加したところであるが、その運用については、別途通知する。

また、特に高度で大臣認定が義務付けられる構造計算（時刻歴応答解析）以外の構造計算（保有水平耐力計算・限界耐力計算・許容応力度等計算・許容応力度計算）については、大臣認定プログラムによる構造計算によって安全性を確かめられることを法律上位置付けることとした。

(5) 一定の共同住宅に対する中間検査の義務付け（基準法第7条の3関係）

階数が3以上である共同住宅については、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（配筋工事）を終えたときは、中間検査を申請しなければならないこととした（基準法施行令第11条）。

なお、2階の床及びはりの配筋工事以外の工程や階数が3以上である共同住宅以外の建築物に係る工程については、引き続き、特定行政庁が、地域の事情を勘案して特定工程を指定することとされ、この場合、特定工程の指定を柔軟に行うことができるよう、その指定に当たり、必ずしも区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限定しなくてもよいこととした（基準法施行規則第4条の11）。

特定行政庁においては、地域の事情を勘案しつつ、今般、全国一律に中間検査の対象とした特定工程以外についても積極的に特定工程の指定を行っていくことが望ましい。

(6) 高さが60メートルを超える工作物に係る国土交通大臣の認定について（基準法施行令第139条第1項第3号及び第4号ロ・第140条第2項・第141条第2項・第143条第2項・第144条第1項第1号ロ及びハ（2）関係）
高さが60メートルを超える建築物については、地震による建築物の挙動が複雑

であることから、従来より国土交通大臣の認定の取得を義務付けてきたところであり、今般、高さが60メートルを超える工作物についても同様の措置を講ずることとした。具体的には、高さが60メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔及び高架水槽等、乗用エレベーター及びエスカレーター並びに遊戯施設について国土交通大臣の認定の取得を義務付けることとした。

第2 指定確認検査機関の業務の適正化について

(1) 欠格条項の厳格化（基準法第77条の19関係）

指定確認検査機関の指定に係る欠格条項については、禁錮以上の刑又は建築基準法令の規定による刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から5年（従前は2年）を経過しない者、指定確認検査機関の指定を取り消され、その取消の日から5年（従前は2年）を経過しない者等は、指定を受けることができないこととされ、また、「親会社等が欠格条項に該当する者」が欠格条項に追加された。

(2) 指定基準の厳格化（基準法第77条の20関係）

確認検査の業務の適確な実施のために必要な確認検査員の人数要件について、改正法において当該人数は「常勤の職員」の数のみで算定すべきこととされ、また、建築主事による建築確認の審査期間も延長されていることを踏まえ、新たに確認検査に必要な業務量に応じた人数要件に見直した（指定機関省令第16条）。

また、改正法において機関は損害賠償資力を確保する観点から一定の評価額以上の財産を有すべきこととされたところ、当該額には国家賠償法（昭和22法律第125号）による責任及び特定行政庁からの求償に応じる責任の履行を確保するために必要な額が含まれる旨を明確化するとともに、具体的な額として、確認検査を行う建築物等の規模に応じて必要となる額又はその事業年度の確認検査の予定件数及び過去20事業年度以内において確認検査を行った件数の合計に応じて必要となる額のいずれか大きい額が最低基準となることを定めることとした（指定機関省令第17条）。

ただし、改正法の施行の時点で指定を受けている指定確認検査機関については、改正法の施行から1年以内は、改正後の指定基準に適合しないことを理由とした指定の取消しその他監督上の処分は行わないこととされている（改正法附則第3条第3項）。また、改正法の施行から1年以内に指定の更新を受ける場合についても、適用する指定基準は従前の例により取り扱うこととした（第2次改正省令附則第3条第1項及び「指定確認検査機関指定準則の改正について」（平成19年5月29日付け国住指第1030号国土交通省住宅局長通知）別添「指定確認検査機関指定準則」附則第2項）。

このため、改正法の施行から1年が経過した時点において改正法施行時に指定を受けていた指定確認検査機関が改正後の指定基準を遵守することを確保するため、報告徴収等により適切に指導監督を行うことが必要である。

(3) 指定等に際しての特定行政庁からの意見聴取（基準法第77条の18第3項・第77条の22第3項関係）

国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関の指定等をしようとするときは、あらかじめ、その業務区域を所轄する特定行政庁の意見を聴かなければならないこととされた。

指定確認検査機関の指定にあたって国土交通大臣が行う特定行政庁からの意見聴取についての手続きについては、別途通知する。

(4) 特定行政庁による立入検査等の実施（基準法第77条の31関係）

特定行政庁は、地域の事情に通じ、所轄区域内の建築物の適法性確保について責任を有している立場にあることから、指定確認検査機関に対する立入検査権限を付与することとされ、特定行政庁による立入検査の結果、指定確認検査機関に一定の違反事実等があると認めるときは、その旨を指定権者に報告しなければならないこととされた。

また、この場合において、指定権者は、必要に応じ、業務停止命令等の措置を講ずることとされた。

特定行政庁においては、指定確認検査機関の不適正な確認検査により所轄区域内の建築物に違反が生じた場合又はそのおそれがある場合には、立入検査の実施を含め、確認検査の適正な実施を確保するための措置を講じられたい。

(5) 特定行政庁に対する報告内容の充実（基準法第6条の2第10項・第7条の2第6項・第7条の4第6項関係）

改正法により、指定確認検査機関は、確認済証、建築基準関係規定に適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付したとき又は完了検査若しくは中間検査をしたときは、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を作成し、これに一定の書類を添えて特定行政庁に提出しなければならないこととされ、これにより特定行政庁への報告内容の充実化が図られた。

確認審査報告書の添付書類については、建築物の確認審査の場合は、従来の建築計画概要書（第3号様式）に加え、確認申請書（第2号様式）第4面・第5面による書類、確認審査等に関する指針に従って確認審査を行ったことを証する書類及び構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の写しを追加した。また、完了検査報告書・中間検査報告書の添付書類については、完了検査申請書（第19号様式）・中間検査申請書（第26号様式）の第2面～第4面による書類及び確認審査等に関する指針に従って完了検査・中間検査を行ったことを証する書類とした（基準法施行規則第3条の5・第4条の7・第4条の14）。

なお、確認審査報告書については、確認済証の交付を行った場合にのみ添付書類を添えればよいこととした（基準法施行規則第3条の5第3項本文）。このため、建築基準関係規定に適合しない旨の通知書又は適合するかどうかを決定できない旨の通知書の交付を行った場合は基準法施行規則別記第16号様式による書類のみ提

出すればよい。

また、指定確認検査機関は、確認審査等に関する指針に基づき確認審査、完了検査又は中間検査を行った建築物について、後に増改築、敷地変更、用途変更等による違反が予見されるような設計又は施工状況等が認められる場合においては、当該設計又は施工状況等に関し、確認審査等に関する指針に従って確認審査、完了検査又は中間検査を行ったことを証する書類の各様式の備考欄及び別紙への記載により特定行政庁への報告を行うものとし、当該報告を受けた特定行政庁は、建築主等に対し、基準法第12条第5項に基づき当該建築物に関する報告を求め、違反がある場合においては厳正に対処されたい。

(6) 指定確認検査機関の業務・財務等に関する情報開示（基準法第77条の29の2・第77条の30関係）

建築主等が指定確認検査機関に関する十分な情報が得られるよう、指定確認検査機関の業務・財務に関する情報の開示を徹底することとし、指定確認検査機関は、

- ・業務実績を記載した書類（事業報告書等）
- ・確認検査員の氏名・略歴を記載した書類
- ・確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結等をしている場合には、その内容を記載した書類
- ・定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- ・貸借対照表及び損益計算書
- ・発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資総額の5%以上を出資している者の氏名又は名称及び持ち株数又は出資額を記載した書類

等の書類を事務所に備え置き、建築主等の関係者の求めに応じ、閲覧させなければならないこととした（指定機関省令第29条の2）。

また、国土交通大臣又は都道府県知事は、指定確認検査機関に対し監督命令等をしたときは、当該指定確認検査機関の名称、命令の年月日・内容等を公示しなければならないこととした（指定機関省令第29条の3・第30条の2）。

(7) 確認検査の業務の引継ぎ（基準法施行規則第31条関係）

指定が取り消された指定確認検査機関から特定行政庁への業務の引継ぎにあたって、十分な協議ができずに混乱が生じた事例があったことを踏まえ、今回、指定確認検査機関は、特定行政庁に書類を引き継ごうとするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、引継ぎ先の特定行政庁に協議しなければならないことを明確に規定し、適正かつ円滑な引継ぎが行われるようにした。

第3 図書保存の義務付け等について

(1) 特定行政庁に対する図書保存の義務付け（基準法第12条関係）

特定行政庁における構造計算書等の確認申請時に提出される図書の保存期間は、従前、各地方公共団体の規則で概ね1～5年の期間が定められていたが、建築規制

の実効性の確保を図る上で、確認申請に係る図書の保存は極めて重要であることから、特定行政庁は、確認検査の申請書及び添付図書については確認済証の交付日から15年、建築物、建築設備又は工作物に係る定期報告書については特定行政庁が規則で定める期間、保存しなければならないこととした（基準法施行規則第6条の3第2項・第5項）。

また、特定行政庁における図書保存義務は、改正法施行後に行われた処分等に係る書類について適用されることとされているが（改正法附則第3条第6項）、改正法の施行日（平成19年6月20日）時点において、現に保存されている図書についても、同様に保存することが望ましい。

なお、保存義務の対象となる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって書類の保存に代えることができることとした（基準法施行規則第6条の3第3項）。

（2）指定確認検査機関及び建築士事務所における図書保存期間の延長（指定機関省令第29条・第31条の11・士法施行規則第21条関係）

指定確認検査機関及び建築士事務所については、従前5年間の図書保存が義務付けられているが、特定行政庁と同様に、指定確認検査機関にあっては確認済証交付日から15年、建築士事務所にあっては設計図書の作成日から15年に図書保存期間を延長した。

なお、改正法の施行日時点において5年の保存期間を経過していない図書についても、確認済証の交付日等から起算して15年が経過する日まで保存すべきこととしたので留意されたい（第2次改正省令附則第3条第2項・第4条第2項）。

また、指定構造計算適合性判定機関についても、15年の図書保存期間を定めることとした。

第4 建築士及び建築士事務所の業務の適正化について

（1）構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書（士法第20条第2項関係）

構造の安全性は、建築物が満たすべき性能の中でも最も根幹的なものの一つであり、建築士から設計の委託者に対し、その安全性が適確に示されることが必要であることから、改正法により、建築士に対し、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合にはその旨の証明書の交付を義務付けることとした。

複数の建築士が構造計算を共同で行った場合においては、全員が連名で証明することが必要である（士法施行規則第4号の2書式記入注意2）。

また、証明書の交付義務は構造計算を行った建築士にあるので、下請け建築士事務所の建築士が構造計算を行った場合、下請け建築士事務所の建築士のみに交付義務があり、当該建築士から、元請け建築士事務所に対して証明書が交付されることになる。ただし、今回の改正において、基準法施行規則第1条の3第1項第5号等において、確認申請書の添付書類に証明書の写しが位置づけられたことから、元請

け建築士事務所は、下請け建築士事務所から受領した証明書を、建築主に引き渡す必要がある。

（２）建築士免許の欠格事由及び建築士事務所の登録拒否事由の厳格化等（士法第 7 条・第 8 条の 2・第 13 条の 2・第 23 条の 4・第 38 条関係）

改正法により、建築士の免許に係る絶対的欠格事由を厳格化し、禁錮以上の刑又は建築士法その他関係法令の規定による刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 5 年を経過しない者、建築士の免許を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者等には、免許を与えないこととされた。

また、建築士事務所の登録に係る絶対的拒否事由を厳格化し、禁錮以上の刑又は建築士法その他関係法令の規定による刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から 5 年を経過しない者、建築士の免許を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者、建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者等については、登録を拒否しなければならないこととされた。

なお、改正法の施行後に行われる免許の申請については、改正後の規定が適用されるので、免許の取消しや刑の執行を受けたという事実が改正法の施行前に生じていたとしても、改正後の欠格事由に係る規定が適用されることに留意されたい。

また、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が死亡したとき等は、その相続人等が、その日から 30 日以内に、その旨を、免許権者（国土交通大臣又は都道府県知事）に届け出なければならないこととされた。この届出を怠った者は、10 万円以下の過料に処する罰則が設けられた。

国土交通大臣又は都道府県知事は、不正な手段によって建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができることとされたほか、処分を受けた者に対しては、3 年以内の期間を定めて建築士試験を受けることを禁止することができることとされた。なお、この規定は改正法施行後に試験に関して行われた不正行為について適用され、改正法施行前に行われた不正行為には適用されないので留意されたい。

（３）処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等の公表（士法第 9 条・第 10 条・第 26 条関係）

国土交通大臣又は都道府県知事は、本人から免許の取消しの申請があったとき等一定の事由に該当する場合に免許を取り消したとき、建築士に対し免許の取消し等の懲戒処分をしたときは、その旨を公告しなければならないこととされた。

また、都道府県知事は、建築士事務所の開設者に対し登録の取消し等の監督処分をしたときは、その旨を公告しなければならないこととされた。

（４）建築士事務所に関する閲覧事項の拡充、定期報告制度の導入（士法第 23 条の 6・第 23 条の 9・第 24 条の 5 関係）

改正法により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名・業務実績等を記載した業務報告書を、都道府県知事に提

出しなければならないこととされた。

また、都道府県における建築士事務所に関する閲覧の対象として、現行における登録簿に加え、当該業務報告書等が追加された。

なお、今回の改正において、士法第23条の9第3号に基づき閲覧対象書類となる書類として新規に建築士事務所の登録を受ける際の申請書の添付書類を定めたが（士法施行規則第20条の4）、閲覧が義務付けられるものは、改正法施行後に行われた登録の申請に係る書類であるので留意されたい。

さらに、建築士事務所における閲覧事項を拡充し、所属建築士の業務実績、設計等の業務に係る損害賠償保険契約等の内容を記載した書類が閲覧の対象に追加された。

（5）契約締結時の書面交付義務の対象拡充（士法第24条の6関係）

これまで、建築士事務所の開設者が設計又は工事監理の受託契約を締結したときの書面交付義務の相手方は建築主に限定されていたが、建築士事務所同士の契約関係（元請・下請の関係）の明確化が求められていることから、書面の交付義務の対象が全ての委託者に拡大された。

このため、今後、下請けの建築士事務所は、元請けの建築士事務所に対し、設計・工事監理の種類及び内容、実施期間及び方法、報酬額及び支払時期等を記載した書面を交付しなければならないことに留意されたい。

第5 罰則の強化について

（1）建築基準法関係（基準法第98条～第106条関係）

違反設計を行った設計者に対する罰則をはじめとして、建築基準法の罰則体系が全面的に見直され、大幅な強化が図られた。

具体的には、違反建築物についてなされた工事施工停止命令、是正命令等に違反した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（従前は1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処するなど命令違反に係る罰則の強化、違反した場合に多数の者の死亡に繋がるおそれのある技術基準規定（構造計算を要する建築物に係る構造耐力基準、大規模建築物の主要構造部に係る防火基準等）について、当該規定に違反した建築物の設計者・建築主等は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（従前は50万円以下の罰金）に処するなど技術基準規定違反に係る罰則の強化及び建築確認を受けずに建築物を建築した建築主、完了検査済証が交付される前に建築物を使用した建築主等は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（従前は50万円以下の罰金）に処するなど手続き違反に係る罰則の強化を図るとともに、設計者、建築主等が法人である場合で、その代表者又は従業員が、違反した場合に多数の者の死亡に繋がるおそれのある技術基準規定等に違反する特殊建築物等を建築した場合は、当該法人に対して、法人重課として1億円以下の罰金に処することとされた。

(2) 建築士法関係（士法第35条～第38条関係）

建築士法においても、名義貸し等の違法行為を行った建築士に対する新たな罰則を設けることとされた。具体的には、改正法により新設された構造計算によって安全性を確かめた旨の証明書の交付義務規定に違反して、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合でないのに、安全性を確かめた旨の証明書を交付した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとともに、建築士の無資格者等に対する名義貸しの禁止規定又は建築士事務所の開設者の名義貸しの禁止規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すること等とされた。

第6 その他の改正事項について

(1) 確認申請書・様式等の見直し（基準法施行規則第1条の3・第2条の2・第3条関係）

- ① 基準法第18条の3の規定に基づく確認審査等に関する指針において審査対象となる図書等を規定することに対応して、確認申請書等に添付すべき図書及び明示すべき事項等を拡充した。
- ② 基準法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定に係る認定書の写しには、基準法施行規則別記第50号の12様式による書類のみならず、認定をした構造方法、建築材料又はプログラムの内容を記載した別添の書類の写しも含まれる。
- ③ 構造計算によって安全であることを確かめた旨の証明書については、申請者（建築主）自らが設計を行った場合には、設計の委託者が存在せず、建築士法上、当該証明書の交付義務がないことから、確認申請にあたって、当該証明書の写しは添付する必要はない。
- ④ 確認申請書（第2号様式）第2面、建築計画概要書（第3号様式）第1面、完了検査申請書（第19号様式）第2面、中間検査申請書（第26号様式）第2面等の「設計者」欄については、従前、複数の設計者が関わっている場合においても、代表となる設計者を記載（その他の設計者は別紙に記載）することとなっていたが、各設計者の責任を明確にするため、様式上、構造設計や設備設計等を行った者を含め、当該確認を受けようとする建築物の設計を行った者全員の氏名等を記載することとした。これと合わせて、確認申請書等の正本に添付すべき図書には、当該図書の設計者の記名及び押印が必要である旨を規定した。なお、士法第2条第5項に、「設計」とはその者の責任において設計図書を作成することと定義されており、「設計図書」に記名及び押印をした設計者は、全て「設計者」欄に記載すべきであるが、設計の補助業務（設計者の指示のもと行われるトレースやCAD作図などの業務）のみを行った者については記載する必要はない。
- ⑤ 「建築設備の設計・工事監理に関し意見を聴いた者」（建築設備士）及び「工事監理者」欄についても、同様に、全員の氏名等を記載することとした。

- ⑥ 構造計算書の構成として、構造計算概要書、構造計算チェックリスト（プログラムを用いた場合に限る。）、荷重・外力計算書、応力計算書、断面計算書、層間変形角計算書、層間変形角計算書結果一覧表、保有水平耐力計算書、保有水平耐力計算書結果一覧表等、確認申請時に提出すべき構造計算書の種類を明確に規定することとした。
- ⑦ 構造計算概要書の様式を定め、構造計算の各項目の詳細が記載されている構造計算書の該当頁を明記させるとともに、応力図、基礎反力図及び断面検定比図を記載させることとした。
- ⑧ 従前、申請に係る建築物・工作物の工事計画が建築士の作成した設計図書によるものである場合に、特定行政庁が規則で確認申請書に一定の図書を添付することを要しない旨を規定することができることとされていたが（第2次改正省令による改正前の基準法施行規則第1条の3第18項・第3条第7項）、建築確認の厳格化を図るため、これらの規定に相当する規定は置かないこととした。
- ⑨ これらの建築確認・検査の申請書類・様式等に係る規定は、指定確認検査機関に対する確認検査の申請及び国等の建築物等に係る計画の通知等について準用することとし（基準法施行規則第3条の3・第4条の4の2・第4条の11の2・第8条の2）、従前、様式が定められていなかった計画通知等の手続きに用いる書類についても、第2号様式による確認申請書等に準じて「計画通知書」等の様式を定めることとした（基準法施行規則別記第42号様式～第42号の23様式）。

（2）指定道路に関する情報管理の適正化（基準法施行規則第10条・第10条の2・第11条の4関係）

従前、基準法に基づく指定に係る道路（以下「指定道路」という。）のうち、指定に関する手続が明示されていたものは、基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路（以下「5号道路」という。）だけであり、その他の、同条第4号の規定による指定に係る道路、同条第2項の規定による指定に係る道路（以下「2項道路」という。）及び同条第4項の規定による指定に係る道路並びに基準法第68条の7第1項の規定による指定に係る道路については、指定時の公告等の手続が明確ではなかった。このため、指定道路について、指定時の公告を義務付けるとともに、5号道路も含め、公告すべき事項を明確化することとし、併せて2項道路の特例制度である基準法第42条第3項の規定による水平距離の指定を行った場合についても、同様に、公告を義務付けるとともに、公告すべき事項を明確化することとした。

また、確認審査等の際に指定道路に関する情報を迅速に把握できる体制を整え、事務の円滑化による申請者等の利便性の向上を図るとともに、建築主事、指定確認検査機関等の事務の効率化を図るため、指定道路に関する最低限必要な情報として、全国一律のルールで図面（以下「指定道路図」という。）及び調書（以下「指定道路調書」という。）の作成・保存を義務付けることとした。今後、特定行政庁にお

いては、施行後の円滑な業務の実施を図るため、指定道路図及び指定道路調書の作成に係る必要な準備を計画的に行うよう努められたい。特に、施行までに指定道路図及び指定道路調書の作成・保存が適切に行われていない指定道路については、指定道路でないと認識されうるため、これらの作成に当たっては、留意されたい。

指定道路図及び指定道路調書の作成に当たり、市道等の情報を有する市町村の協力が不可欠であるため、都道府県と市町村が十分に連携を図り、市町村は特定行政庁である都道府県に対し必要な協力を行うことが望ましい。また、権限委譲等により指定時の特定行政庁と指定道路図及び指定道路調書を作成する特定行政庁が異なる場合については、これらの特定行政庁は十分な連携を図り、特に指定時の特定行政庁は、求めがあれば指定当時の資料の提供その他必要な協力を行うことが望ましい。更に、指定道路図及び指定道路調書の円滑な作成及び精度の向上、地籍調査の実施の促進の観点から、道路部局、地籍調査担当部局、法務部局等との連携を図り、効率的かつ効果的に作成業務を実施することも望まれる。

なお、指定道路図及び指定道路調書作成の趣旨から、指定道路以外の法上の道路等に関する情報も併せて記載することが望ましい。

さらに、指定道路について、建築行為を行おうとする者等が事前に道路の指定状況に関する情報を得ることを可能とすることは大きな公益性を有し、かつ、これを閲覧に供することにより国民の権利利益が侵害される恐れもないことから、作成・保存した指定道路図及び指定道路調書について基準法施行規則第11条の4の閲覧対象図書に追加することとした。建築行為を行おうとする者等の利便性の観点から、指定道路図及び指定道路調書については、インターネットによる閲覧が可能となるよう電子化されることが望ましい。なお、電子化するか否かに関わらず、同条第3項に基づき、特定行政庁は、指定道路図及び指定道路調書の閲覧場所及び閲覧に関する規程を定めてこれを告示しなければならないので留意されたい。

（３）経過措置

改正法により、構造計算適合性判定の導入及び一定の共同住宅に対する中間検査の義務付けに係る改正規定は、施行後に確認の申請又は通知がされた建築物等について適用し、施行前に確認の申請又は通知がされた建築物等については、なお従前の例によることとされた（改正法附則第3条第1項）。

なお、建築主事等は、申請に係る建築物の計画が基準法第20条第2号又は第3号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事等の構造計算適合性判定を求めることとされているが（基準法第6条第5項・第6条の2第3項・第18条第4項）、改正法施行前に工事に着手した建築物等の計画について、改正法施行後に変更申請を行おうとする場合においては、基準法第3条第2項の規定により、当該変更申請に係る建築物等に改正後の基準法第20条の規定が適用されないことから、結果として、構造計算適合性判定の導入に係る改正規定は適用されないことに留意されたい。

また、確認審査等に関する指針及び改正後の基準法施行規則に基づく確認検査の申請書類・様式については、改正法施行後に確認検査の申請又は通知がされた建築

物等について適用し、改正法施行前に申請又は通知がされた建築物についてはなお従前の例によることとした（第2次改正省令附則第2条第1項～第3項・指針告示附則第2項～第4項）。